

議案第22号

鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について  
鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。